

定期報告対象建築物と報告時期

令和7年度版

用途 記号	報告対象の用途	規 模 (その用途に供する床面積の合計) ※1	特定建築物 の調査	建築設備 の検査※5	防火設備 の検査
学	学校・学校施設の体育館	①3階以上に対象用途があり、100平方メートルを超えているもの ②2,000平方メートル以上あるもの	令和 7年 10年 13年 〔以降3年 ごとに1回〕	対象外	
館	ボーリング場・スケート場・水泳場 スポーツ練習場 体育館（学校体育館除く）	①3階以上に対象用途があり、100平方メートルを超えているもの※2 ②2,000平方メートル以上あるもの			
博	博物館・美術館・図書館				
事	事務所 その他これに類するもの	①5階以上に対象用途があり、3,000平方メートル以上あるもの			
集	公会堂・集会場	①3階以上に対象用途があり、100平方メートルを超えているもの※2 ②客席部分が200平方メートル以上あるもの			
映	劇場・映画館・演芸場 観覧場（屋外観覧場は除く）	③地階に対象用途があり、100平方メートルを超えているもの※3 ④劇場・映画館・演芸場で主階が1階にないもの※4			
旅	ホテル・旅館		令和 8年 11年 14年 〔以降3年 ごとに1回〕	毎年1回 対象規模は 左記に同じ	毎年1回 対象規模は 左記に同じ
病	病院	①3階以上に対象用途があり、100平方メートルを超えているもの※2 ②2階部分の対象用途の床面積が300平方メートル以上あるもの （②は病院、診療所にあつては2階部分に患者の収容施設がある場合に限る）			
診	診療所 （患者の収容施設があるもの）	③地階に対象用途があり、100平方メートルを超えているもの※3 ④病院、診療所、児童福祉施設等にあつては200平方メートルを超えているもの （ ④のみ防火設備の定期報告に限る。 ）			
児	児童福祉施設等（※6） （要援護者の入所施設があるもの）				
百	百貨店・マーケット 展示場・物販店舗				
飲	飲食店				
遊	キャバレー・カフェ・バー ナイトクラブ・ダンスホール 遊技場（個室ビデオ店等を除く） 待合・料理店	①3階以上に対象用途があり、100平方メートルを超えているもの※2 ②2階部分の対象用途の床面積が500平方メートル以上あるもの ③地階に対象用途があり、100平方メートルを超えているもの※3 ④3,000平方メートル以上あるもの			
浴	公衆浴場				
遊個	個室ビデオ店等 （※7に該当するものに限る）	①200平方メートルを超えているもの（避難階にのみ用途がある場合も含む。）			
寄	寄宿舎	①3階以上に対象用途があり、1,000平方メートル以上あるもの ②5階以上に対象用途があり、500平方メートル以上あるもの			
寄特	寄宿舎 （※8に該当するものに限る）	①3階以上に対象用途があり、100平方メートルを超えているもの※2 ②2階部分の対象用途の床面積が300平方メートル以上あるもの ③地階に対象用途があり、100平方メートルを超えているもの※3 ④200平方メートルを超えているもの（ ④のみ防火設備の定期報告に限る。 ）	令和 9年 12年 15年 〔以降3年 ごとに1回〕	非常用エレベーターが設置されているもの	非常用エレベーターが設置されているもの※9
共特	共同住宅 （サービス付高齢者向け住宅に限る）				
共	共同住宅	①3階以上に対象用途があり、1,000平方メートル以上あるもの ②5階以上に対象用途があり、500平方メートル以上あるもの			

- 避難階（避難階とは、直接地上へ通じる出入口のある階をいう。）にのみ対象用途がある場合は定期報告対象外（ただし下記④及び個室ビデオ店等の用途を除く）
- ※1 報告対象規模（面積・階数の判断）については、2棟以上ある場合は、各々の棟単位で適用。（各棟の面積を合計するのではない。）
- ※2 表中①において、3階以上の階における対象用途の床面積の合計が100平方メートル以下のものは定期報告対象外。（ただし **学** **事** **遊個** **寄** **共** を除く）
- ※3 表中③において、地階における対象用途の床面積の合計が100平方メートル以下及びその用途に供する床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下で階数が2以下のものは定期報告対象外。
- ※4 表④において、その用途に供する床面積の合計が100平方メートル以下及び100平方メートルを超え200平方メートル以下で階数が2以下のものは定期報告対象外。
- ※5 建築設備検査報告対象は、機械換気設備・機械排煙設備・非常用の照明装置。大阪府内では給排水設備は対象外。
- ※6 助産施設、乳児院及び障害児入所施設、助産所、盲導犬訓練施設、救護施設及び更生施設、老人短期入所施設等、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設及び福祉ホーム、障害福祉サービス（自立訓練又は就労移行支援を行う事業）施設に限る。
- ※7 特定行政庁が条例で定める「個室ビデオ店」「カラオケボックス」「インターネットカフェ・漫画喫茶」「テレフォンクラブ」。
- ※8 サービス付高齢者向け住宅、認知症対応型グループホーム、障害者支援グループホームに限る。
- ※9 共同住宅（サービス付高齢者向け住宅除く）の防火設備検査は、共用部分に限る。